

東京都における今後の青少年教育振興の在り方について  
—ユニバーサル・アプローチの視点から—  
建 議

令和3年9月

東京都生涯学習審議会

## 目次

### はじめに

#### 第1章 青年期から成人期への移行の困難さの克服を目指す青少年教育

1. 青少年教育の位置付けの変遷
2. 青少年教育が目指してきたもの
  - (1) 青少年教育に期待されてきた役割
  - (2) ノンフォーマル教育としての青少年教育の特徴
3. これからの青少年教育の対象
  - (1) 青少年の範囲をどのように設定するか
  - (2) 工業化社会の下での青少年教育の位置付け
  - (3) 「新成人期」の登場
  - (4) 「新成人期」の課題に対応した青少年教育の在り方

#### 第2章 今後求められる青少年教育の在り方

1. ユニバーサル・アプローチを担う青少年教育
2. なぜ、ユニバーサル・アプローチが求められるのか
3. 青少年教育の手法としてのユースワークへの注目
4. これからの青少年教育に求められる役割

#### 第3章 青少年教育の推進者とその役割

1. ユニバーサル・アプローチの担い手としてのユースワーカー
2. 青少年教育の推進者
  - (1) 青少年教育・青少年援助を担うNPO関係者等をユースワーカーに
  - (2) ユースワークの一翼を担うユースソーシャルワーカーの役割
  - (3) ユースワーカーの助言者としての社会教育主事

#### 第4章 東京都における今後の青少年教育振興の在り方

1. 青少年教育事業の現状を把握する
  - (1) 区市町村における青少年教育施策の現状
  - (2) 東京都における青少年教育施策の現状
2. 東京都における今後の青少年教育振興の考え方
  - (1) 区市町村との役割分担の考え方
  - (2) 青少年教育振興における区市町村の役割
  - (3) 東京都に求められる役割
3. 今後の青少年教育振興を充実させるための提言

### おわりに

はじめに

新型コロナウイルス感染症は、私たちの日常生活の在り方を一変させた。

厚生労働省と警察庁が令和3年3月16日に発表した「令和2年中における自殺の状況」によると、昭和53年の調査開始以来、小中高生の自殺者数は過去最多となったという。

この要因の正確な分析については、今後の検証を待つほかないが、コロナ禍が子供たちの成長にもたらした負の影響は計り知れない。

また、子供を家庭や地域で育てることが困難な状況になっている現状において、次代を担う子供たちを育成する役割を一手に引き受ける形になった学校教育においては、教員の疲弊感の解消が喫緊の課題となっており、学校を支えていくための施策対応が急務となっている。

このような状況の下で、次代を担う青少年が健やかに育つ環境づくりをいかにして進めていくか、その方策を示すことが今期の東京都生涯学習審議会に求められた。

現在、注目が集まっているのは、社会生活を送る上で困難を抱える青少年を対象にした「ターゲット・アプローチ」である。このアプローチは、教育以外の雇用・労働・福祉といった分野において積極的に取り組まれてきており、多様かつ複雑化する青少年のニーズに対応するために、不可欠なものとなっている。

その一方で、かつては次代を担う青少年の育成において学校教育とともに重要な役割を占めてきた青少年教育の存在感が薄くなっている。近年、青少年教育と言えば、青年交流の家や青少年自然の家等、郊外にある宿泊を伴う青少年教育施設で行われる自然体験の機会提供といった狭いイメージで語られることが多くなってしまった。

高度情報化社会に入り、青年期から成人期への移行の困難さ、つまり、大人になることが困難な時代に突入したことが指摘されている。これは、全ての青少年に共通する課題であるが、今注目されているターゲット・アプローチの視点は、何らかの社会的課題を抱えている青少年たちを対象にすることを前提としたものであり、社会生活を送る上での困難な状況を克服するための支援だけでは十分であるとは言い難い。

そこで改めて、青少年教育に焦点を当てる必要が出てきた。青少年教育は、全ての青少年を対象に自発性、社会性の発達を促すという「ユニバーサル・アプローチ」であり、今、求められているのは、ユニバーサル・アプローチという基盤の上に、ターゲット・アプローチが実施される状況を創り出していくことである。

本審議会は、青少年教育が持つ固有の価値を確認したうえで、全ての青少年が成人との間を行きつ戻りつしながらも、将来の社会の担い手として成長するための育成・支援方策の在り方について、検討を重ねてきた。本建議をきっかけに改めて青少年教育の重要性が多くの人々に認識され、地域・社会の中で多様な活動が展開されていくことを期待したい。

## 第1章 青年期から成人期への移行の困難さの克服を目指す青少年教育

### 1. 青少年教育の位置付けの変遷

- 青少年とは、少年及び青年を包括的に捉え、一般的には将来を担う若い世代で人間形成の途上にある者たちを指す用語である。これまで青少年という用語は福祉、教育、雇用・労働、警察などといった多様な行政分野で用いられてきた。主な分野を挙げるとすれば①児童福祉、②青少年教育、③年少労働、④青少年の団体活動、⑤非行青少年の5つに区分<sup>1</sup>され、その区分に応じて課題把握がなされてきた。
- 青少年教育は社会教育行政の一領域として教育行政に位置付けられている。

#### 【社会教育行政が青少年教育を担う根拠】

##### 1. 社会教育法

###### 第2条

「この法律(社会教育法)において『社会教育』とは、学校教育法等に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」

##### 2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

###### 第21条第12号

「青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。」

- まず、最初に青少年教育がこれまでどのように展開され、現在どのような状況にあるのか、その変遷を押さえていきたい。
- 戦後から1960年代頃までの青少年教育は、後期中等教育に進学しない勤労青少年を対象とした学習機会を提供する<sup>2</sup>という側面と、地縁組織をベースに民間社会教育指導者を中心とした活動(例:子供会、少年団、青年団)として展開されてきたという側面といった主に2つの側面から施策が取り組まれてきた(図1参照)。

<sup>1</sup> 臨時行政調査会(会長:佐藤喜一郎)が昭和39(1964)年9月「青少年行政の改革に関する意見」の中で、5つの区分が示された。

<sup>2</sup> 昭和28(1953)年に制定された青年学級振興法(平成11(1999)年に廃止)を根拠として、勤労青年を対象とした青年学級が都内各地に展開されていた。また、青年学級の枠組みを活用して昭和39(1964)年に墨田区教育委員会が実施した日曜青年学級「すみだ教室」をきっかけに、障害者青年学級が社会教育事業として都内に広く展開されていたことも押さえておく必要がある。

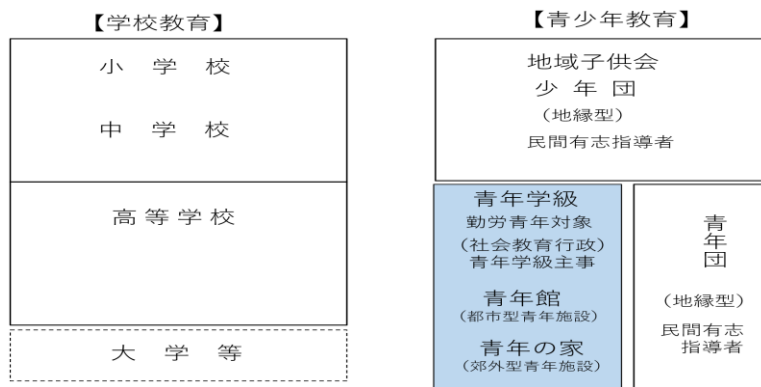


図1 1960年代における学校教育と青少年教育(社会教育)の関係

- しかし、高度経済成長期に入り、高校進学率の向上、地域教育力の低下等といった、青少年教育を支えてきた前提条件の変化により、社会教育における青少年教育活動の停滞が指摘されるようになった。
- 昭和46(1971)年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」や昭和49(1974)年の社会教育審議会建議「在学青少年に対する社会教育の在り方について」を契機に、青少年教育の主たる関心は、「在学青少年」に置かれることになった。中でも郊外型の青少年教育施設を中心に、自然体験をはじめとした各種体験活動やボランティア活動を軸にした青少年教育事業が展開されていくことになる(図2参照)。

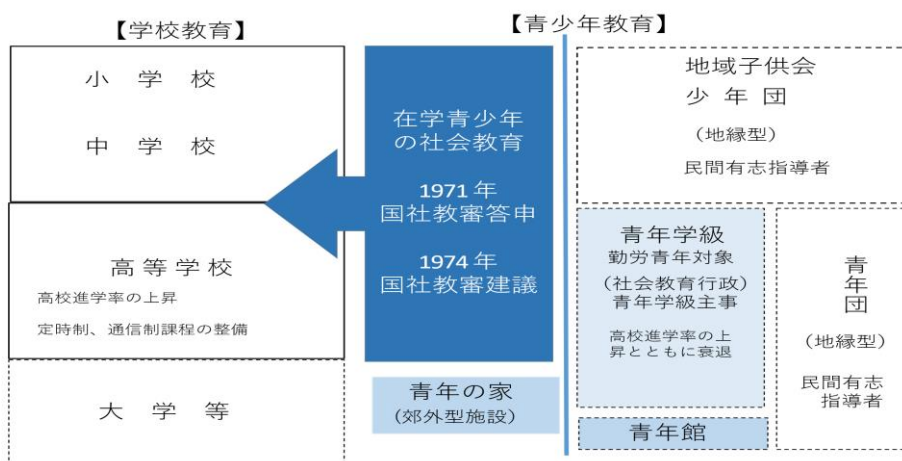


図2 1970年代における学校教育と青少年教育(社会教育)の関係

- その後、平成 8 (1996) 年の中央教育審議会第一次答申が提起した「生きる力」の育成や「ゆとり」の確保といった考え方を受け、在学青少年の社会教育としての青少年教育は、より学校教育との連携に力を注ぐ<sup>3</sup>ことになる。
- しかし、平成 15 (2003) 年に起こったいわゆる「PISAショック」を契機に、教育関係者の関心が「ゆとり教育」の推進から「学力向上」の方向に移っていったことにより、青少年教育の取組は、青少年教育施設の主催事業といった限定された枠組みの中でのみ位置付けられるという状況に陥った。
- 再び青少年教育が注目されるようになったのは、平成 19 (2007) 年度に施策化された放課後子供教室の導入がきっかけである。そこでは子供たちの居場所づくりや体験学習の役割が注目された。さらに、平成 29 (2017) 年 4 月の社会教育法の一部改正により、地域学校協働活動<sup>4</sup>の推進がうたわれることにより、学校を拠点に、学校外活動と学校支援活動を一体的に推進することが目指された。この施策の主たる対象は小(中)学生であり、「地域と学校の連携」を意識したものとなっている。その一方で、中高生世代以降の学校外における青少年教育の機会や場の減少が進んでいる(図 3 参照)。

---

<sup>3</sup> 平成 10・11(1998・1999)年改訂の学習指導要領により、平成 14(2002)年度から小学校及び中学校の学校教育に導入された「総合的な学習の時間」(高等学校は平成 15(2003)年度導入)や学校教育法施行規則の改正により完全学校週5日制の実施に対応するための取組が展開された。

<sup>4</sup> 地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を拠点とした持続可能な地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことであり、平成 29(2017)年の社会教育法改正で、教育委員会の役割として、地域学校協働活動の推進が盛り込まれた。

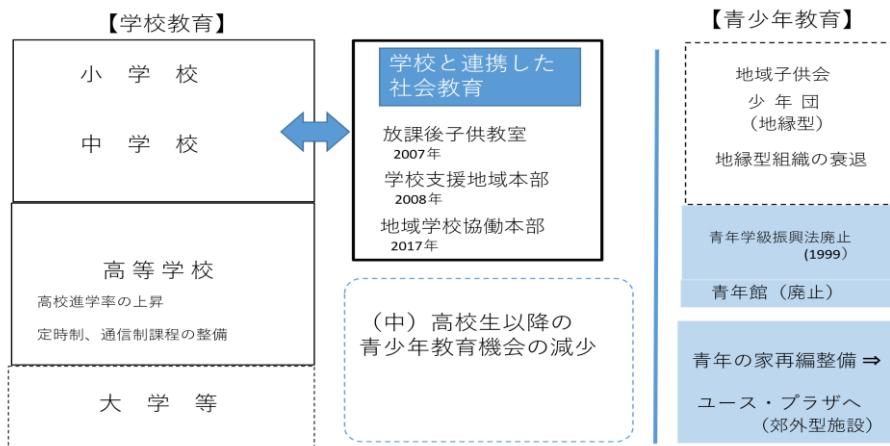


図3 2000年代後半からの学校教育と青少年教育(社会教育)の関係

○ これまで見てきたように、社会教育の一領域としての青少年教育の役割は、学校教育の在り方に影響を受けながら、それを補完<sup>5</sup>する機能を果たしてきたと言える。しかし、現在では青少年教育固有の役割を見いだせていない状況にある。

## 2. 青少年教育が目指してきたもの

### (1) 青少年教育に期待されてきた役割

- 青少年教育がこれまで何を目指してきたのかを押しえる上で、昭和 49 (1974) 年 4 月の社会教育審議会建議「在学青少年に対する社会教育の在り方について」(以下「建議」という。)が参考になる。
- この建議が出された当時の社会背景は、高度経済成長による都市化が進行し、それに伴って地域社会の教育機能の低下、科学技術の進歩やテレビ・ラジオ等マスコミによる情報の氾濫等の急激な社会構造の変化があった。その変化が青少年の成育環境に及ぼす影響を踏まえ、対応策を打ち出さなければならないという問題意識があった。

<sup>5</sup> 社会教育学者の宮原誠一は、「社会教育の本質」(宮原誠一編『社会教育』光文社 昭和 25 (1950) 年)という論文の中で、近代学校教育制度に相対するものとして社会教育が発達してきた背景を整理しているが、その一つに「学校教育の補足としての社会教育」という考え方を指摘している。

- 建議では、少年<sup>6</sup>に対する社会教育の役割を「少年が身体的活動への関心や知識欲・冒険心などを高め、自発性に基づく多面的な活動を展開し、特に、仲間との集団活動を通じて家庭や学校では期待しにくい学習体験をもつことによって、その成長発達を促すところにあるといえよう。すなわち、少年が家庭や学校環境の制約を離れて自ら考え決定し、実行するという、いわば自己の力を試すことを通じてその自発性を育て、また年齢の異なる仲間との集団活動を通じてその社会性を養うところに、社会教育独自の役割がある。」とした。
- また、青年<sup>7</sup>に対しては「青年が、その個性、能力に応じた体育的、文化的、生産的な自主的活動を積極的に展開するとともに、特に、現実社会における各種の集団活動を通じて实际的、社会的経験をもつことによって、その社会性の発達を図ることにあるといえよう。すなわち、青年が、自ら志向する各種の活動を積極的に展開することを通じて、その主体的な態度や行動を助長し、また、学校外の各種の集団活動に参加することを通じて、自己の役割と責任を自覚するなど社会的経験を得させることは、社会教育独自の役割といえることができる。」とした。
- この建議では、青少年教育に期待される役割を「自発性」に基づく活動を展開すること、すなわち「自ら考え決定し、実行する」プロセスを重視すること、個性・能力に応じて体育的、文化的、生産的な自主的活動、特に現実社会における集団活動を実際に体験することを通じて「社会性の発達」を促すことにあるとした。その役割を発揮するためには、社会における自己の役割と責任を自覚する「社会的経験」の場を用意することが社会教育行政に求められた。

## (2) ノンフォーマル教育としての青少年教育の特徴

- 青少年教育は社会教育の一領域であるため、主たる教育方法は「ノンフォーマル教育」の手法を取る。

---

<sup>6</sup> 当時、少年とは、小学校及び中学校に就学する年齢層を指していた。(昭和 46(1971)年社会教育審議会答申)

<sup>7</sup> 当時、青年とは、義務教育終了後からおよそ 25 歳未満の者を指していた。(昭和 46(1971)年社会教育審議会答申)



- ノンフォーマル教育とは、「フォーマル教育」<sup>8</sup>と「インフォーマル教育」<sup>9</sup>の中間にあるもので、具体的には、学校教育（フォーマル教育）の枠組みの外で、特定の集団に対して一定の様式の学習を用意する、組織化され、体系化された教育活動を指す。
- ノンフォーマル教育は、学習者の学習要求、生活環境に対応して、教育内容（学習内容）が編成され、学習者の生活に直ちに生かされる知識・技能の修得が中心的内容となる。また、内容の系統性よりも、問題解決型の構成に重きを置く。学校教育（フォーマル教育）のように統一的な組織で行われるものではなく、学習者や地域の状況に対応して多様で柔軟な組織で行われることが求められる。その対象領域は教育の範囲にとどまることなく、社会・経済的諸活動と統合される<sup>10</sup>という特徴を持つ。

**【ノンフォーマル教育としての青少年教育の特徴】**

フォーマル教育としての学校教育と比べて、社会教育の一領域としての青少年教育には以下の特徴がある。

- ◇ 学習者の生活に生かされる知識・技能の習得が中心
  - ◇ 内容の系統性よりも、問題解決型の構成を重視
  - ◇ 学校のように統一的な組織ではなく、学習者や地域の状況に応じて多様で柔軟な組織が要求される。
  - ◇ その対象は、「教育」の範囲にとどまらず、産業・経済・福祉・農業などの社会・経済的活動との関係の中で、学習が位置づけられる。
- ⇒ 現代的課題の解決を目指した学習(学び)を担うのが青少年教育である。

<sup>8</sup> フォーマル教育とは、一般に制度化された教育をいう。それは社会の構成員に必要なものとして規格化された「定型」的なものであり、具体的には「学校型」の教育を指す。

（社会教育・生涯学習辞典編集委員会編『社会教育・生涯学習辞典』朝倉書店平成 24（2012）年、p.523）

<sup>9</sup> インフォーマル教育とは、いわゆる「無意図的教育」のことである。あらゆる人々が、日常的経験や環境との触れ合いから、知識、技術、態度、識見を獲得し蓄積する、生涯にわたる過程。組織的、体系的教育ではなく、習俗的、無意図的教育機能である。具体的には家庭、職場、遊びの場で学ぶ、家族や友人の手本や態度から学ぶ、旅行や新聞・書物を読むことから学ぶ、ラジオの聴取、映画・テレビの視聴を通じて学ぶなどがあげられる。

（日本生涯教育学会編『生涯学習事典（増補版）』東京書籍 平成 4（1992）年、p.44）

<sup>10</sup> 例えば、産業、経済、福祉、農業などの領域との協力関係が重要となる。これは、社会教育が「(すべての国民が) あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境」づくり（社会教育法第 3 条第 1 項）を進めるという観点からしても、ある意味当然なことである。また、職業教育や福祉教育、環境教育、多文化共生教育、国際理解教育等が社会教育の現代的課題として位置付けられるのは、社会教育が生活課題の解決を目指した教育（学習）活動であるためである。

### 3. これからの青少年教育の対象

#### (1) 青少年の範囲をどのように設定するか

- 現代社会における青少年の範囲をどのように設定するかについてであるが、令和3（2021）年4月に策定された「子供・若者育成支援推進大綱」<sup>11</sup>（以下「大綱」という。）を参考にしつつ、本建議においては青少年を学童期、思春期、青年期に該当する者と設定する。

#### (2) 工業化社会の下での青少年教育の位置付け

- 工業化社会の下では、子供たちが大人へと成長するプロセスを「学童期→思春期→青年期→成人期」といった形で直線的に移行するものであると考えられてきた。その理由を挙げるとすれば、①職業生活から学校へ戻ることや、大人から若者に戻るにことは原則として想定されていなかったこと、②移行のタイミングが「学校卒業と就業」、「離家と結婚」などのように比較的短時間に連動することで大人になると考えられていたこと、③その移行は誰もが経験するものという前提を持っており、それが達成されない場合は、例外として扱われていたこと等である<sup>12</sup>。
- このことをライフコース論では、「青年期から成人期への移行」と規定してきた。
- 工業化社会の下での青少年教育には、学校教育の役割を補完しつつ、学童期から思春期そして青年期における発達段階における課題をクリアし、成人期への移行を遂げていくための支援、援助を行うという役割が期待されていた。

---

<sup>11</sup> 令和3(2021)年4月に政府が策定した『子供・若者育成支援推進大綱』では、「子供」「若者」「青少年」を以下のとおり定義している。

子供：乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生)及び思春期(中学生からおおむね18歳まで)\*の者。

若者：思春期\*、青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)の者。施策によっては、ポスト青年期の者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者)も対象とする。

\* 思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。

<sup>12</sup> 久木元真吾は、このようなモデルを「古典的移行モデル」と指摘している。(久木元真吾「若者の大人への移行と『働く』ということ」小杉礼子編『若者のはたらきかた』ミネルヴァ書房(平成21年(2009)年、pp. 201-223)

### (3) 「新成人期」の登場

- 高度情報化社会の時代に入り、青年期から成人期への移行のプロセスが長期化するとともに、直線的な移行が達成されないという状況が生じてきている。
- その背景には、高等教育への進学率の上昇や平均初婚年齢の上昇等、ライフイベントの変化に伴い、子供は親との同居期間や親から援助を受ける期間が長くなり、親への依存が長期化するとともに、社会的・経済的・精神的な自立の遅れという状況が生じている<sup>13</sup>とされている。
- このような状況に対して、アメリカの発達心理学者 J. アーネット<sup>14</sup>は「新成人期」(emerging adulthood)という捉え方を提唱している。新成人期とは、青年期と成人期の間が生じつつあり、いずれの時期とも異なる特徴を持つ、10代後半から20代の時期を指す。
- 青年期と成人期を分かつ「新成人期」の特徴として、アーネットは以下の5つの特徴を挙げている<sup>15</sup>。

- ① 様々な可能性を試すアイデンティティ探求の時期(identity exploration)
- ② 不安定な時期(instability)
- ③ もっとも自分自身に関心が向かう時期(self-focused)
- ④ 移行をめぐる中途半端な感覚の時期、青年でも成人でもない時期(in-between)
- ⑤ 可能性に満ちた時期(possibility)

- それとともに、アーネットは、新成人期の若者と親の関係性の変容を「新しい親密性(new intimacy)」という形で表現し、これが若者のキャリア選択や家族形成にも影響を与えることを指摘している。
- 青年期と成人期の中に中間的な時期が現れ、成人への移行パターンが個別・複雑・多様化しているとともに、「大人になる」ということ自体の意味も不明確な状況の下で生活していることが現代青少年の特徴である。

<sup>13</sup> 宮本みち子『ポスト青年期と親子戦略』勁草書房、平成16年(2004)年を参照。

<sup>14</sup> Jeffrey J. Arnett *Emerging Adulthood : the Winding Road from the Late Teens Through the Twenties*, New York : Oxford University Press, 2004

<sup>15</sup> 同前 p.15 (なお、翻訳にあたっては、乾彰夫「学校から仕事への移行期間延長と青年期研究の課題」『発達心理学研究』平成28年(2016)年 第27巻 第4号 pp.335-345を参照した。)

- 青年と大人の間を行ったり戻ってきたりする状況を、EGRIS(European Group for Integrated Social Research)の調査(1998-2001)では「ヨーヨー型の移行(yo-yo transitions)」<sup>16</sup>と名付けている。
- ヨーヨー型と名付けられた背景には、以下の理由がある。

- ① 成人への移行は一度なされれば終わりというわけではなく、安定的で継続的な職業についても失業状態や不安定な仕事に戻ってしまうこと、また学校に戻ることもあること。
- ② 仕事・教育などの諸側面がそれぞれ行きつ戻りつする可能性があること。
- ③ ゴールとして大人に到達するのは容易ではないこと、大人への移行過程は最終的に完了するとは限らず、ライフコースを複数の段階に分割して考えることの有効性に限界が出ている。

#### (4) 新成人期の課題に対応した青少年教育の在り方

- 大綱では、「青少年(大綱では「子供・若者」と表記)を取り巻く現下の状況(表1参照)をしっかりと認識し、社会全体で共有しておくことが不可欠である。」としている。
- また、大綱では青少年を取り巻く状況を①家庭、②学校、③地域社会、④情報通信環境(インターネット空間)及び⑤就業(働く場)の5つの「場」に分け、課題を整理しているが、本建議でもその区分にのっとり、青少年教育の課題を以下に整理する。
- 第一に、家庭には青少年たちにとって成長の基盤をつくる役割が期待されている。しかし、共働き世帯が一般化するとともに、少子化やひとり親家庭の増加等世帯人数の減少等、家族形態も大きく変化している。そのような中で、近年では、ヤングケアラー<sup>17</sup>の存在が指摘されるなど、家庭を社会的にサポートしていくことを通じ、青少年の育成環境を整えることの重要性が増している。

<sup>16</sup> 坂元忠芳「ニート問題と若者支援の基本構造について－EGRISの「YOYO」モデル型を中心に－」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第103号 平成19(2007)年を参照。

<sup>17</sup> 法律上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供(18歳未満)のことを指す。令和3(2021)年3月に厚生労働省が文部科学省と連携し、ヤングケアラーの実態に関する調査研究を行った。以下のURLを参照。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/mext\\_01458.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_01458.html)(最終閲覧日:令和3年7月21日)

表1 子供・若者を取り巻く状況の認識(令和3(2021)年4月『子供・若者育成支援推進大綱』)

<p>1. 社会全体の状況</p> <p><u>①生命・安全の危機</u></p> <p>・15歳から39歳の死因の第1位を自殺が占める状態が続いており、コロナ禍の影響も懸念される自殺は、極めて重大な問題である。さらに、児童虐待、性被害等の事件、事故が頻発している。</p> <p>※令和2(2020)年の自殺者数は、前年比912人増(4.5%増)の21,081人。平成21(2009)年以来11年ぶりに増加に転じた。このうち19歳までの者が118人増(17.9%増)、20～29歳までの者が404人増(19.1%増)となっている。(厚生労働省「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等」)</p> <p><u>②孤独・孤立の顕在化</u></p> <p>・三世代世帯の減少や地域のつながりの希薄化等に伴い、更にはコロナ禍の影響により、子供・若者についても孤独・孤立の問題が一層顕在化している。</p> <p><u>③低い Well-being (身体的・精神的・社会的に良好な状態)</u></p> <p>・ユニセフ・イノチェンティ研究所が発表した報告書「レポートカード 16—子どもたちに影響する世界:先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か」(英語版:令和2(2020)年9月刊行/日本語版:令和3(2021)年2月刊行)によれば、我が国の子供については、「身体的健康」では、38か国中1位であったのに対し、「精神的幸福度」では37位となっている。</p> <p><u>④格差拡大への懸念</u></p> <p>・長期化するコロナ禍は、社会的・経済的に恵まれない家庭にとりわけ深刻な影響を与えており、家庭間における学力や健康等に係る格差の拡大が懸念されている。家庭の社会的・経済的背景にかかわらず、成育過程になる子供・若者が、質の高い教育や医療等を受けつつ心身ともに健やかに成長できるよう、取り組んでいくことが求められている。</p> <p><u>⑤SDGs(持続可能な開発目標)の推進</u></p> <p><u>⑥多様性と包摂性ある社会の形成(ダイバーシティ&amp;インクルージョン(D&amp;I))</u></p> <p><u>⑦リアルな体験とデジタルトランスフォーメーション(DX)の両面展開</u></p> <p><u>⑧成年年齢引下げ等への円滑な対応</u></p> <p>・平成27(2015)年には選挙権年齢が18歳へと引き下げられ、令和4(2022)年には成年年齢が18歳へと引き下げられる。</p> <p><u>⑨子供・若者の人権・権利の保障</u></p> <p>・子ども・若者育成支援推進法は、児童の権利に関する条約を引用した法律の先駆けであり、「子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的扱いを受けることができないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること」(第2条第2号)等を基本理念として明記している。</p> <p>・同法の施行から10年が経過する中、当該理念の重要性を改めて認識し、家庭・学校・地域・職域等を通じて、子供・若者の人権・権利についての理解を、当事者である子供・若者を含めて深め、更にその保障を徹底していくことが求められている。</p> <p><u>⑩ポスト・コロナ時代における国家・社会の形成者としての子供・若者の育成</u></p> <p>・いつの時代にあっても、苦難の先に新たな時代を切り拓く原動力となったのは、若い力であった。教育基本法は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」(第1条)ことを教育の目的として定めている。ポスト・コロナ時代においても、国家・社会の形成者として、子供・若者を心身ともに健全に育成していく環境整備が求められるとともに、子供・若者の意見表明の機会の確保、政策形成過程への参画を促進することが求められている。</p>
---

- 第二に、学校は青少年にとって学びの場であるだけでなく、近年では安心・安全な居場所やセーフティネットとなるなど、福祉的な面からも学校という場が持つ役割に注目が集まっている。その一方で、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、不登校やいじめへの対応、発達障害のある者や外国にルーツを持つ者等学校に在籍する児童生徒の多様化への対応が求められている。そのような中で、教員の多忙化の問題が指摘されており、学校が本来の機能を発揮し、次代を担う児童生徒の育成に取り組めるよう、地域等からの学校支援の充実が喫緊の課題となっている。
- 第三に、地域社会には青少年の健やかな成長にとって、家庭や学校では提供することが難しい多世代交流の機会や様々な体験活動の場を地域コミュニティにおいて提供する役割を発揮することが期待されている。しかし、地域におけるつながりの希薄化や、地縁型の活動の担い手の高齢化や固定化が指摘されており、そのような状況の下で地域活動を活性化させるためには、NPO や企業といったテーマ型コミュニティの参画を積極的に受け入れ、地域におけるソーシャルキャピタル<sup>18</sup>を高めることが重要である。
- 第四に、情報通信空間(インターネット空間)については、Society5.0<sup>19</sup>が提唱される時代の下での社会・経済活動において、インターネットは必須のツールであり、それに対応するために教育の情報化の推進が求められている。急速なスマートフォンの普及、多様かつ利便性の高いアプリケーションソフトウェアの出現は、青少年が生活をおくる上で、不可欠な「場(空間)」を提供している一方、SNS による犯罪被害、ネット上の誹謗中傷やいじめ等の弊害も指摘されており、いかにして青少年のネットリテラシーを向上させるかが大きな課題となっている。
- 第五に、若者の就業をめぐっては、長期間就業等をしていない若者<sup>20</sup>への対応が求められていることに加え、コロナ禍の影響を受け、今後若者世代の雇用環境が悪化することが予想されている。また、ポストコロナ時代への対応のため、経済社会に新陳代謝をもたらす起業へのチャレンジが期待されるが、若者世代に起業への意欲が乏しいという指摘もある。

---

<sup>18</sup> ソーシャルキャピタルとは、「信頼や社会的紐帯が希薄化する現代社会において、家族や地域社会の結びつき、共有化された価値や規範、社会的ネットワークの現代的構築の重要性を説く概念である。」(社会教育・生涯学習辞典編集委員会編『社会教育・生涯学習辞典』朝倉書店(平成24(2012)年 p.379)

<sup>19</sup> Society5.0とは、平成28(2016)年1月22日に閣議決定された、第5期科学技術基本計画で提唱された考え方で、狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題を解決する人間中心の社会(Society)とされる。

<sup>20</sup> 平成27(2015)年度における15～39歳人口に占める若年無業者(ニート)の割合は2.1%であり(総務省「労働力調査」、またひきこもり状態(普段は家にいるが、趣味に関する用事や近所のコンビニ等には出かける者を含む)にある者の割合は、1.57%(内閣府「若者の生活に関する知調査」となっている。

- これらの青少年を取り巻く複雑かつ困難で、先行きの見えない社会状況の中で、新たな社会の展望を切り拓いていくためには、次代を担う青少年たちのエンパワーメントをいかにして支援するかが、青少年教育の課題となる。
- その支援において重視すべきは、青少年自身の「自立」<sup>21</sup>「市民性(シチズンシップ)」「社会参加」という視点である。これらの視点は、青少年が次代を担っていく上で必要不可欠なものであり、「実践的な市民力」<sup>22</sup>の獲得ということになる。この力を身に付けることによって、持続可能な社会づくりに寄与する人材育成が可能となるのである。
- これらの点からみれば、今後の青少年教育において重視すべきポイントは、「新成人期」に属する年代(10代後半から20代の時期)へのアプローチであることがわかる。
- 新成人期へのアプローチの必要性を考える上で、リクルートワークス研究所が令和3(2021)年2月に発行した『高校生の就職とキャリア』<sup>23</sup>という報告書が示したデータが参考となる。この報告書では、近年約20万人の高卒就職者があり、その者たちが就職し、社会に出て6年から10年が経った25～29歳時点で、高校卒業直後に入った企業に継続して在籍している者の割合が40.6%に過ぎないことを明らかにしている。
- 残りの59.4%が最初に就職した企業を退職しており、そのうちの3人に1人(全体の21.4%)が非正規労働者になっていること、8.2%の人に離職後2年以上という長期の無業期間があることが明らかになった。また、非就業者も9.5%であった(表2参照)。
- 同報告書では「高校卒の若者の多くが、職業社会の入り口とも言えるまだ20代のうちに、離職や転職、正規から非正規雇用への転換、長期の無業の経験といった、キャリアの変遷や困難を経験していることを、まずは十分に認識する必要があるだろう。」<sup>24</sup>と指摘している。

---

<sup>21</sup> 「自立」をどのように捉えるかは、論者によって見解が分かれるところである。例えば平成18(2006)年の東京都児童福祉審議会提言では、自立の側面を①「個」としての自分の存在を受け止め、自身の力を信じ、自分らしくあること、②状況に応じて自分自身をコントロールしつつ、自ら主体的な態度をとろうとする姿勢をもつこと、③多様性を受け入れ、世代や立場を超えて人間関係を持てること、④仕事をする事、⑤社会の一員として他者との交流をもち、相互に助け合いながら生活を営む自覚をもっていること、と整理している。また、近年では、「自立」に社会参加や意見表明(政治的側面)という要素を加えるという説(例えば、柴野昌山(平成21(2009)年)や生田周二・大山宏(平成28(2016)年、平成29(2017)年)等)や、熊谷晋一郎が自ら専門とする「当事者研究」の領域で、「自立とは『依存先を増やすこと』」という指摘もある。

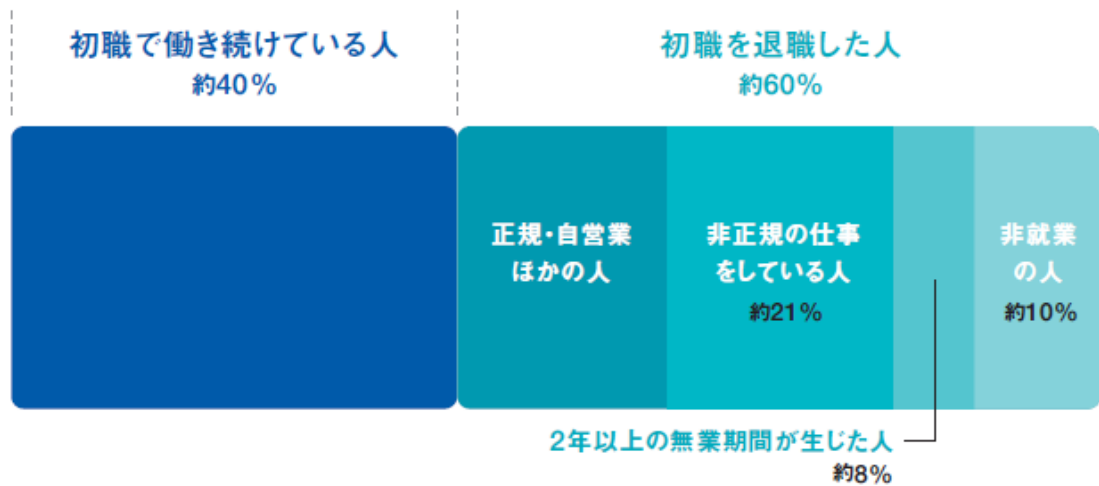
<sup>22</sup> 田中治彦・三宅隆史・湯本浩之編『SDGsと開発教育 持続可能な開発目標のための学び』学文社(平成28(2016)年) p.5

<sup>23</sup> 詳しくは、以下のURLを参照のこと。

<https://www.works-i.com/research/works-report/item/koukousotsureport.pdf>

<sup>24</sup> リクルートワークス研究所『高校生の就職とキャリア』令和3(2021)年 p.5

表2 初職が正社員であった高校就職者のその後の就業状況(20代後半時点)



出典:リクルートワークス研究所『高校生の就職とキャリア』(令和3(2021)年) p.5

- この例は、現代における学校から職業への移行(若しくは、青年期から成人への移行)の問題は、「学校→職業(「青年期→成人期」)」へと直線的に進むものではなく、何度も行きつ戻りつ移行(ヨーヨー型の移行)していくこと、そしてその移行が必ずしも成功するわけではないことを明らかにしている。
- 青少年が社会化を遂げ、成人への移行を円滑に進めていくための支援・援助を行うことが青少年教育に求められており、発達段階の観点から見ても、社会的要請の観点から見ても、その支援は少なくとも新成人期に該当する高校生段階から開始され、学校教育段階終了後も成人へと成長していくまでの間、継続的に行われる必要がある。